

令和6年1月31日

主文

後記「事実」欄第2の5記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の5記載の原処分を取り消し、障害等級2級の障害基礎年金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、初診日が平成〇年〇月〇日であると主張する慢性腎不全により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、慢性腎不全の原因となった糖尿病の初診日が平成〇年〇月〇日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認できないとの理由により、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「既決処分」といい、既決処分に対する審査請求等の不服申立事件(後記3の訴訟事件を含む。)を、その審級等を問わず「前件」という。)をした。

3 請求人は、既決処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、令和〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、再審査請求(令和〇年(厚)第〇号事件)をしたが、当審査会は、令和〇年〇月〇日付けで、当該再審査請求を棄却する旨の裁決をした。

請求人は、これを不服として、既決処分の取消しと障害等級2級の障害給付支

給の裁定の義務付けを求めて〇〇地方裁判所に訴えを提起した。〇〇地方裁判所は、令和〇年〇月〇日、この訴えのうち上記義務付けを求める部分を却下し、既決処分の取消しに係る部分の請求を棄却する判決を言い渡し、その後、これに対する控訴の提起がされることなく、同判決は確定した。

4 また、請求人は、初診日が平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間であると主張する慢性腎不全により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害基礎年金の裁定を請求した。

5 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、現在提出されている書類では、慢性腎不全の原因である糖尿病の初診日が平成〇年〇月〇日から〇月〇日までの間であることを認めることができないとして、障害基礎年金の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

6 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 事後重症請求による障害基礎年金の支給を受けるためには、①障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病を含む。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において、国民年金の被保険者であること、②(i)その初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2を満たしているか、(ii)当該初診日の属する月の前々月までの1年

問のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間がないこと、のいずれかに該当していること、そして、③裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、国民年金法施行令別表に定める程度に該当することが必要とされている。

- 2 本件の場合、厚生労働大臣が前記「事実」欄第2の5記載の理由により、原処分をしたことに対し、請求人は、慢性腎不全の初診日は厚生年金保険の被保険者期間中の平成〇年にあるとする障害給付の主位的請求を維持し、前件の再審査請求において棄却の裁決が出された後、既決処分の取消し等を求める訴えを提起する一方で、予備的に、本件傷病の初診日はa病院で糖尿病の治療を受けていた平成〇年であるが、このうち、国民年金1号被保険者であった同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間のいずれかの日が初診日であると主張して再審査請求に及んだものであるから、本件の問題点は、この予備的請求に係る請求人の主張に理由があると認められるかどうかということである（なお、既決処分が既に確定していることは、前記「事実」欄第2の3記載のとおりである。）。

第2 当審査会の判断

- 1 初診日に関する証明資料は、国民年金法が発病又は受傷の日でなく、初診日を障害基礎年金の受給要件判断の基準となる日と定めている趣旨からいって、直接その診療に関与した医師（歯科医師を含む。）若しくは医療機関が作成したものの、又はこれに準ずるような証明力の高い資料でなければならぬと解するのが相当である。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続きその効力を有するものとされ、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度としてそれに依拠するのが相当であると考え、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」は、

「第1 一般的事項」の「3 初診日」で、「初診日」とは、「障害の原因となった傷病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。」としている。加えて、障害の原因となった傷病の前に、その傷病と相当因果関係があると認められる傷病があるときは、最初の傷病の初診日をもって、障害の原因となった傷病の初診日と解するのが相当である。

- 2(1) これを本件についてみると、前記1で述べた趣旨に沿う証明力の高い資料としては、①b病院c科・A医師作成に係る平成〇年〇月〇日付け受診状況等証明書、②d病院の担当医に宛てたA医師作成に係る平成〇年〇月〇日付け診療情報提供書があり、①の受診状況等証明書には、診療録より記載したのもとして、傷病名を「2型糖尿病、高血圧症」、発病年月日を「平成〇年（注：月日の記載はされていない。）」、傷病の原因又は誘因を「不詳」、発病から初診までの経過を「前医からの紹介状はありますか。⇒無 平成〇年よりa病院にて糖尿病の治療をしていた。同院が閉院となったため、平成〇年〇月〇日当院初診となった。」、初診年月日を「平成〇年〇月〇日」、終診年月日を「平成〇年〇月〇日」、終診時の転帰を「中止」、初診から終診までの治療内容及び経過の概要を「当院初診時、HbA1c 12.3 空腹時血糖186 尿たんぱく(3+) 尿糖(2+)とコントロール不良であった。インスリン1日4回打ちの他、経口薬2剤 降圧剤1剤にて治療を開始した。初診時160/100あった血圧も120/80へ改善、HbA1cも5.7%まで改善した。しかし、平成〇年〇月〇日の来院(14日処方)を最後に当院への通院はなくなってしまった。」とする内容が、それぞれ記載されている。また、②の診療情報提供書には、傷病名を「#1. 2型糖尿病 #2. 肥満症 #3. 高血圧症」、紹介目的を「蛋白尿、A1b3. 8、L

D L - C 異常高値につきまして 精査加療願います」、症状経過及び検査結果を「〇年前より他院にて治療していましたが、その病院が閉院となったため当院に〇月〇日初診となった方です。・・・」とする内容が、それぞれ記載されている。

- (2) 上記 1 の①の受診状況等証明書及び②の診療情報提供書によれば、請求人は、糖尿病により平成〇年に a 病院を受診したことが認められ、請求人が本件において国民年金第 1 号被保険者であった同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間のいずれかの日を本件傷病の初診日として請求する旨申し立てていること（再審査請求代理人作成に係る令和〇年〇月〇日付け「初診日に関する申立て」）にも照らせば、本件傷病の初診日は、その期間の最終日である平成〇年〇月〇日と認めることができる（なお、この認定は、〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇分野・B 医師が作成した令和〇年〇月〇日付け「初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）」の記載内容とも整合するものである。）。そして、本件記録によれば、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間のいずれの日が初診日であったとしても、請求人は、その間のいずれの日において国民年金の被保険者であったこと、及びその間のいずれの日の前日においても前記第 1 の 1 の②（i）記載の保険料納付要件が備わっているものと認められ（なお、それ以前の日が初診日であったとしても、請求人の保険料納付要件は備わっているものと認めることができる。）、上記期間の最終日である同年〇月〇日においても、国民年金の被保険者資格及び保険料納付要件を満たしているものである。
- (3) これに対し、保険者は、審査請求時の意見書、再審査請求時の保険者意見において、前件（主位的請求）の請求時に請求人側から提出された e 病院の受診状況等証明書が添付できない申立

書に、傷病名を「糖尿病」、医療機関名を「e 病院」、受診期間を「平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日」とする記載がされていること、同じく請求人側から提出された病歴・就労状況等申立書には、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、「勤務先の健康診断で受診し、結果として血糖値が高く e 病院通院、加療が必要と診断・指導を受けることとなった。1 回/月通院し受診し、食事指導、日常生活上の注意なども受ける。・・・」との記載がされていることを理由として、本件傷病の初診日が平成〇年〇月から同年〇月までであることを認めることができない旨主張する。しかし、請求人が前件（主位的請求）において申し立てた初診日（平成〇年〇月〇日）は、既決処分及びこれについての再審査請求の裁決において、いわゆる医証やこれに準ずる証明力の高い資料がないために確認することができないとして否定されたものであり、また、前件の訴訟においてされた〇〇地方裁判所の判決においても、請求人が平成〇年〇月〇日に e 病院で糖尿病により受診した事実を認めるに足りる客観的な資料は提出されていないなどとして、初診日が平成〇年〇月〇日であると認めることはできないとされている。このように、前件で主張されていた初診日は、請求人側から提出された資料の証明力が低いために否定されているのであり、また、初診日の証明資料については、証明力の高い資料でなければならぬとする前記 1 記載の趣旨からすれば、本件のように請求人が初診日として主張している日における受診が証明されているような場合、保険者においてそれよりも前に初診日があることを主張して当該初診日の認定を覆す上でも、相応の証明力（請求人が初診日を主張する場合に求められる証明力と同等の程度ではないとしても）の備わった資料又は根拠に基づかなければならぬ

と解されるのであって、保険者が挙げている前件請求時の上記資料は、本件における請求人主張の初診日の認定を覆すに足りるものと認めることはできない。

- 3 以上によれば、本件傷病の初診日は、平成〇年〇月〇日と認めることができるから、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。そして、保険者は、裁定請求日における請求人の本件傷病による障害の程度について判断すべきである。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。